

福島県教育委員会平成30年6月定例会会議抄録

1 開催日時	平成30年6月15日（金）午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎9階）
3 出席者	鈴木淳一教育長、1番 高橋金一委員、2番 浅川なおみ委員、3番 蜂須賀禮子委員、 4番 正木好男委員、5番 岩本光正委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後1時30分、教育長から6月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、浅川委員と蜂須賀委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、佐藤主事が記録係に指名された。
(5) 政策監提出理由説明	<p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号については、平成31年度に使用する中学校道徳科教科用図書及び学校教育法附則第9条の規定に基づく教科用図書に係る調査研究資料について諮るもの。</p> <p>議案第2号については、平成29年度福島県一般会計補正予算の教育委員会関係部分に関し、教育長臨時代理により処理を行ったことについて承認を求めるもの。</p> <p>議案第3号については、ふたば未来学園特別教室棟外建築工事に関する工事請負契約の一部変更案について諮るもの。</p>

(6) 会議（一部）非公開

(7) 議案審議
議案第1号

議案第4号については、損害賠償請求調停事件に係る損害賠償の額の決定及び和解案について諮るもの。

議案第5号については、福島県社会教育委員の任命について諮るもの。

報告第1号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。

教育長から、本日の審議事項のうち、議案第2号から議案第5号及び報告第1号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。

平成31年度使用教科用図書調査研究資料について（議案第1号）、義務教育課長及び特別支援教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

浅川委員：資料に記載の重度の障害のある方に対する教科書はボタンを押せば音楽や歌などが流れる教科書である。電子音は、自然音と違い周波数が決められていることから、聴覚障害がある方の教科書としては決して勧めたくない。ピアノを自分が弾けても弾けなくても、みんなで触ってみたり、木琴、鉄琴や太鼓を叩いてみたり、壊れても良いからやってみたりとか、自然の楽器を使わせるというような教材を選定すべきであると思う。電子音はまるっきりゲーム音と同じで決して良いとは思わない。電気やテレビもLED化され画像もきれいになったと言うが、刺激的な色だったりするので、音もそれと同じであるため、そういったことも考えるべきではないかと思った。

特別支援教育課長：特別支援学校では、市民オーケストラの方に来ていただいて生の演奏を聞いたり、

<p>(8) 前 回 会 議 録 の 承 認</p>	<p>ピアニストに来ていただいたりというような体験活動もあわせて実施しており、教科書として使う部分と実際の学習の部分をきちんと整理して、生の音を聞かせるような体験活動の充実を図っていきたい。</p> <p>浅川委員：体験活動には自分も参加するので十分分かるのだが授業中の話なので、授業中に先生がいなくても教科書を預けておけば1人でも1時間遊べるようなものなどを選定すべきと思ったため意見を申し上げる。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、平成30年5月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、確認が必要であるため、次回会議で承認の可否を諮ることに決定された。</p>
<p>(9) 議 案 審 議 議 案 第 2 号 議 案 第 3 号 議 案 第 4 号 議 案 第 5 号</p>	<p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第2号）、財務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>工事請負契約の一部変更案について（議案第3号）、施設財産室長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>損害賠償の額の決定及び和解案について（議案第4号）、高校教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県社会教育委員の任命について（議案第5号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>(10) 報 告 事 項 報 告 第 1 号</p>	<p>訓告処分等について（報告第1号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議</p>

<p>(11) 次 回 の 日 程</p>	<p>なく了承された。</p> <p>次回の定例会について、教育総務課長から平成30年7月20日（金）午後3時から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p>
<p>(12) 閉 会</p>	<p>午後2時19分、教育長から閉会が告げられた。</p>